

## 第20回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時 平成21年1月25日(日) 13:00~14:45

場所 マリンパレスさぬき

### I 出席協議会員(16名)

#### 学識経験者

会長 岡市友利 会長代理 植田和弘

#### 申請人らの代表者

○石田正也 中地重晴 長坂三治 濱中幸三 安岐正三 石井亨  
砂川三男(大川真郎代理)

#### 香川県の担当職員等

田代健 瀧本関雄 工代祐司 吉田隆則 大森利春 ○浅野浩司 森敏樹

※○印は議事録署名人

### II 傍聴者

豊島3自治会関係者 約15名

公害等調整委員会審査官 鈴木義和

報道関係 4社(四国新聞、山陽新聞、毎日新聞、読売新聞)

### III 議事

司会者から次の報告があった。

- ・大川協議会員の代理で砂川三男氏が出席されている。
- ・公害等調整委員会からは、これまでの佐藤専門委員にかわって、鈴木義和審査官が出席されている。

#### 岡市会長挨拶(要旨)

- ・ロータリーキルン炉での仮置土の処理については、11月9日の処理協議会で皆様方にご審議いただき合意となった。このことについては、12月の管理委員会に報告したところである。
- ・水洗浄処理など、まだまだご審議いただくことが残っているが、皆様方の熱心なご討議により、豊島問題が順調に進むようにご協力をお願いしたい。

#### 議題

##### (1) 協議会の運営について

- ・議事録署名人に、石田協議会員と浅野協議会員を指名し了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

## (2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

### ○県側

#### ・豊島廃棄物等の処理量

昨年12月末までの処理量は、285,273トンで、昨年見直しを行った全体重量66万8千トンに対する処理率は、42.7%である。今年度については、処理量が44,820トンで、計画に対する処理率は99.1%で、これまで8割から9割程度の処理率であったものが、今年度に入っては、ほぼ100%に近い数字が出ている。今後は、昨年10月に管理委員会でもご審議いただいた新しい処理方策に基づき、処理を加速するとともに、安全・環境面には十分配慮しながら処理を進めてまいりたい。

#### ・副成物の利用状況

概ね順調に販売等が行われている。昨年10月にはアルミニウムを約43トン売却した。

#### ・見学者数

豊島・直島側ともに、若干減少する傾向にある。

### ○住民側

・昨年12月末までに44,820トンが処理されたといっても、1月は処理日数が少ないからあまり処理できない。すると、2、3月で大量の処理が必要である。今までにないような処理がなぜできるのか。現在99.1%というが、年間6万2千トンは難しいと思う。

・ホームページに月別の処理量は出ているが、計画量は出していない。また、例えば、豊島でやっている前処理などは、どの程度月々処理したのかというのは、ホームページには出していない。県が処理計算値というのをを出してくれるが、私たちがそれを調べようと思っても調べようがない。だから、処理計画量をまず月初めに、月毎で出していただきたい。ホームページで誰が見てもわかるようにしてほしい。

### ○住民側

平成20年度(暫定)と書いてあるのは、12月末までということだと思うが、一番上の表記には12月末までと書いてあるが、表のところにはどこにも書いてないので、12月末現在で計算している、ということを書いてほしい。

### ○県側

・表に(12月末)と記載することについては了解。

・今年度末までに6万2千トンが処理可能かということだが、6万2千トンの内訳は、溶融炉で6万トン、あと2千トンは、キルン炉での仮置土の高温熱処理によるものである。6万トンについては、現在のところ、99.1%で推移をしているので、今後、計画どおり処理が行えれば十分可能である。

・仮置土の高温熱処理については、2月ころから実施できる見込みであり、順調にいけば、2、3月で2千トンになる。初めて連続的に運転するので、その実態をみないとわからないが、県の計画の6万2千トンに近い数値になると思う。

・処理計画と実績について、月別に出せないかということだが、これは当然、県の進行管理では月別にいくら処理をするという目標があるのでこれは出せる。管理委員会で報告したような内容についてはお示しできる。

### ○住民側

年間6万2千トン処理しますということは、月毎のだいたいの計画があって出していると思う。そうでないと進行管理ができないと思う。

## ○住民側

前回の管理委員会で出された数値は、11月末までの処理量が38,976トン、今回の資料は、12月末までで44,820トンだから、12月の処理量は5,844トンとなる。1月の計画量が2,993トン、2月が6,593トン、3月が7,203トンで、それに、土壌の熱処理をやったら6万2千トンになるということか。このような進行状況、計画と実績が、今どのようになっているかということを知るような形で出してほしい。

## ○県側

管理委員会に出しているような様式で、実績報告をしてくださいということですか。

## ○住民側

次年度の4月以降3月までの計画というものは、3月に管理委員会があるので、そこで承認されたものが出てくると思う。その計画に対し実績がどうなっているのか、今までは、ああだめだった、というのがしばらくたってからでないとはわからなかった。11月の処理協議会でも、特に植田先生から指摘されたと思うが、進行管理をどうしていくのかというのは大きな課題である。だから、それをきっちりと出してほしい。

## ○県側

月別の計画と実績を出すようにする。

### (3) 豊島処分地第3工区の掘削について

#### ○県側

- ・豊島処分地の状況だが、現在、第2工区の掘削を海拔12mから8mないし9mのところまで掘り下げて、ほぼ掘削は終わっている。今後、第3工区の海拔12mから8mのところの掘削を開始する予定にしている。
- ・1月に中間処理施設の定期整備を約半月くらい行い、この間に第1工区にあった混合面を第2工区の北側に移した。旧の混合面については、海拔8mないし9mのところまで掘削をしているので、現在、第1、第2工区には海拔9mないし8mの状態になっている。
- ・現在、第3工区の電気・信号配線の撤去・移設を行っている。環流水の送水管ということで、高度排水処理施設で一度集めて、余ったものについては第3工区の右側の浸透トレンチに移して、それから必要分を東トレンチに環流をしていたが、浸透トレンチがなくなるので、図面の真ん中あたり、2点鎖線の赤色で描いているが、こちらのほうに環流水の送水管を設置して、今度は直接東トレンチに送水するという作業をしている。
- ・仮囲いについては、第1、第2、第3工区の間点線が入っているが、こちらの仮囲いを撤去することとなる。それで、第3工区の北側と南側に1点鎖線が入っているが、ここに新たに仮囲いを設置する。そして、第3工区の西側の端の道路のところ、出入口の門扉を設置して、ここで出入りを監視することになる。それから、遮水シートの撤去を行う。これらの作業が終わった後に、廃棄物の掘削・移動にあたっての事前調査、有機塩素系ガスの調査を行う。そのときには連絡するので、立ち会っていただきたい。
- ・第3工区については、3月ころから掘削を行い、ここが8万1千㎡で海拔8mないし9mまで下げていくから、約3万m<sup>3</sup>の廃棄物を掘削することになる。計画としては、本年10月までの予定にしている。

### ○住民側

- ・資料の第3工区の掘削計画図で、仮囲いの第3工区の赤い線が仮囲いの線だとすると、この仮囲いより北側にある産廃はなくなるのか、置いておくのか。

### ○県側

こちらのほうは置いておいて、さらに後年度に掘削するようになる。

### ○住民側

- ・第3工区と第4工区間の道路部分はそのまま残した状態で、茶色のところだけを掘削するということが計画されているが、崩れることはないのか。なくなったほうの強度をどう保つのか。また、第3工区を海拔8mまで下ろしたら、第4工区の高さとだいたい同じくらいになると考えていいのか。

### ○県側

- ・質問の道路は砂利を入れて固めているが、当面はそのまま残すこととし、十分トラック等が通れるような強度は保つこととしている。また、第4工区と第3工区の掘削面だが、若干、第3工区のほうが高い状態で残ることになる。

### ○住民側

見学の際は、南側の集水トレンチあたりの仮囲いのパネルがないところから掘削現場を眺めることが多い。今度はどこが立ち入り禁止の範囲となるのか、仮囲いの移設等の段階で、現地ですり合わせの場を設けてもらいたい。

### ○県側

視察については、これまで同様、安全面の配慮をしながら、中に入って視察ができるように考えていきたいと思っている。すり合わせの場は設けたい。

### ○住民側

資料の第3工区掘削計画図と、12月27日の第17回管理委員会で出された資料の図面は同じではないが、どうして違うのか。

### ○県側

茶色の部分の色塗りが不十分な部分はあるが、基本的には12月の管理委員会でお示したような形での掘削を進めていく。

### ○県側

12月の資料と違うのではなくて、今回出している資料は、12月の資料の、いってみれば第1段階という部分である。お渡ししている資料には、混合面から運搬道路が1つ出ているが、今、色を塗っているところを当面は運搬道路をつくらないといけないので、当面、まずは今の資料で色を塗っているところを掘削して、それが終わってから運搬道路を取って、次の旧混合面と、今、第3工区と書いてある掘削のところの間を掘削する。

### ○住民側

そうであれば、これは第1段階であり、第2段階は違うんだということを表記すべきだ。

### ○県側

今後の視察の打ち合わせなどの中で、10月までの細かい断面などをお示しして相談させていただきたい。

### ○住民側

- ・仮囲いの設置のところ、西側に進入路の出入りの門扉があるが、南側の集水トレンチ(南)と書いてあるところの囲いのフェンスの位置が、進入路を横断する形で設置をされ

るのかどうか不明確である。このままなら南側から今まで通り入れるような状況になっているので、このあたりの位置関係をきっちりと明確にしてほしい。

- ・南側から進入路に入れないのなら、掘削現場は見えないので、例えば土・日に作業がないとき、見学者が進入路に入って、掘削現場を見学できるように配慮してほしい。

#### ○県側

南側の進入路については、状況を見ながら立て看板で表示をしている。土・日にも県の囑託職員がいるので、掘削している現場に入って視察をする場合には、随行して誘導するような形で対応したいと思うが、詳細については今後打ち合わせをさせてほしい。

#### ○住民側

南側から入る分については仮囲いはしないから、今までどおり通行可能と考えてよいか。

#### ○県側

今後、そのあたりの取り扱いについてもご相談させてもらいたいと思う。

#### ○住民側

仮囲いをしているのは、掘削現場には立ち入らないようにということと、掘削時の廃棄物や土壌の粉じんの飛散を防ぐという観点なので、本来ならばそこも仕切ってしまうと、中に入らないような形にしたほうが明確だと思うが、そのあたりは、管理委員会の先生方とも相談していただきたい。

#### ○岡市長

南から入ることを一応防いでおくということですね。

#### ○県側

南から通常は立ち入らないような格好で、ただ当面、10月までは、この道路は使用可能なように対応しているので、仮囲いで囲ってしまうという計画はない。

#### ○岡市長

安全面に十分気をつけて行ってください。

### (4) 豊島廃棄物等の処理量対策について

#### ① 直下汚染土壌の水洗浄処理について

#### ○県側

- ・実績のある業者から、11月25日から12月15日の間、公募をした。応募資格は、オンサイト処理の場合は、1件2万トン以上の処理実績があること、そして、移動式の土壌汚染の処理施設を所有していることを条件とした。また、オフサイト処理の場合は、年間5万トン以上の洗浄処理の実績があることを条件にした。応募数は、オンサイト処理8社、オフサイト処理5社で、内3社が重複である。
- ・オンサイト処理の場合は、洗浄浄化処理に関する情報収集ということで、15項目にわたって調査を行い、また、経済性の調査ということで、処理にどれだけ経費がかかるかということを取っている。オフサイト処理については、同じような内容で、こちらは少し絞って8項目、それから経済性の調査も同じように行っている。
- ・オンサイト、オフサイト処理とも、処理フローはほとんど同じである。資料の処理システムの例というところで説明するが、左のほうから汚染土壌に洗浄水を泥水化・摩砕処理という汚染土壌を攪拌混合する装置にまず入れる。これは、ドラムウォッシャーと一般的に呼ばれているが、土壌の塊を砕いて泥水状態にしたのち、砂分と有害物質が付着

- しているであろうといわれる粘土分を分離する洗濯機のような役目をしたものである。
- それから、右のほうにいき、分級・すすぎ処理ということで、土砂と有害物質を含んだ粘土分を段階的に分離する。分離については、2段階で分離をしているところがほとんどである。まず第1段階としては、トロンメルと言われる回転式の分級機や振動篩で、まず粗い砂を取る。その次に微細な砂と粘土分を分離するというので、サイクロンという施設が使われる。これは、水流を回転させて、その遠心分離の力で泥と粘土を分離するもので、水を渦巻き状にさせると、砂が外側にはじき飛ばされて、粘土が渦巻きの中心に偏ってくるという方法で、微細な砂と粘土を分離する。粘土分については、表面積が非常に大きいので、そちらのほうに有害物質が付着することになる。そのような土砂分離装置で分離をしたのち、粘土分については排水処理にかけて、凝集沈殿という排水処理施設で汚泥分を取り、その汚泥分については、フィルタープレスで脱水処理をする。脱水ケーキについては、オンサイト処理の場合は、直島の中間処理施設に持って行って熔融処理をする、オフサイト処理の場合は、セメント原料に出すとか、キルン炉で高温熱処理をして無害化する。
  - 洗浄した土壌については、確認分析ということで、有害物質が基準以下になっているということを確認する。合格であれば処理土ということで、一般的には路盤材、埋め戻し材、それから覆土材として使われているという報告がなされている。
  - 水洗浄した処理水だが、これは図の真ん中あたりに、土砂分離装置とフィルタープレスの方に排水処理というのがあるが、こちらの排水処理施設で処理をしたのち、左の矢印のほうに行って、再度洗浄水として使われるので排水は出ないという報告になっている。
  - 3頁には汚染物質の処理範囲等が書かれている。こちらについては、豊島の場合は、鉛や揮発性有機塩素系化合物、ダイオキシン等があるが、公調委の検査結果では、揮発性有機塩素系化合物、鉛、砒素が汚染されているという状況だが、重金属等については、10倍から100倍程度で、豊島処分地の汚染土壌であれば十分処理が可能である。有機塩素系化合物についても、付属施設で取れるという報告もある。
  - あとの細かい項目については、管理委員会に報告したような、別紙1のほうでオンサイトの処理、それから別紙2のほうでオフサイトの処理がまとめて書いてある。
  - オンサイト処理は、1日の処理能力が175トンから350トンであり、県が計画している23～24年度で十分可能である。事業期間は、短いところは14.5カ月、長いところで2年である。使用水量、水洗浄するときの補給水だが、15トンから60トンで、高度排水処理施設の水を使えば十分可能であるという内容になっている。
  - オフサイト処理は、5社で、兵庫県が2社、愛知県、神奈川県、秋田県となっており、既に土壌汚染対策法の都道府県知事の認定を取って行っているところも3社ある。処理能力については、1日330トンから2,200トンということで、処理能力は豊島の8万7千トンを考えると、十分2年間で処理が可能状況である。
  - 今後は、事業者に対するヒアリングを行い、細かい内容についても調査をすることにしており、また現地調査も行いたいと考えている。さらに今後、「豊島処分地排水・地下水等対策検討会」を新たに設置して、今後十分な検討を行ってもらった後、管理委員会でも技術的な承認を得て、皆さん方と相談をしていきたいと考えている。

## ②豊島処分地排水・地下水等対策検討会について

### ○県側

- ・「豊島処分地排水・地下水等対策検討会」については、今の「豊島処分地排水対策検討会」を発展的に組織改正して立ち上げたいということで、先般の管理委員会で承認を得た。
- ・この検討会での検討項目だが、まずは、豊島処分地からの排水対策である。これは、平成23年、24年になると、排水や地下水、特にトレンチの管理あるいは地下水の管理が非常に難しくなるので、さらに詳細な計画を検討していただく。
- ・また、土壤汚染対策法に基づいて現在マニュアルを作成しているが、今お諮りした汚染土壌の処理対策や土壌の完了判定をどのようにするのかを検討していただく。
- ・さらに、せっかく完了判定をしたところが、地下水の管理がうまくいかなくて、再度汚染してしまうということがないように、地下水の処理対策、あるいは、土壤汚染の対策の終わった段階で今後、有機塩素系化合物等の地下水の浄化対策も行わなければならないので、土壌と地下水の対策を並行してやるのか、あるいは項目によれば段階的にやるのか、このあたりについても検討していただくことになる。
- ・構成メンバーについては、今ある検討会の4名の委員の方々に、土壤環境の学識経験者を加えて組織したいと考えている。

### ○住民側

- ・豊島廃棄物は、汚染土壌も含めてこれを無害化・撤去し、これを全部、有効利用するという基本方針でやってきた。水洗浄処理についての各企業の情報を見ると、これは現地で処理をする場合も持ち出して処理をする場合も、それぞれに副産物の有効利用の提案をしてくださいということになっている。現地から運び出して処理をするというこの5つの提案については、項目として副産物の有効利用の提案が一覧で出ている。しかし、現地でプラントをつくる場合は、この土壌をどういうふうにも有効利用するか、多分、企業からは提案があったのではないかと思うが、表にはそれがない。ということは、そもそも土壌はここに置いておくという前提があるのではないのか、と資料を見てそんな印象を持った。なぜオンサイト処理のほうには有効利用に関する項目がないのかということを確認したい。
- ・工区が第3工区に移動するという話があったが、第2工区に行くと、大分くぼんでいるという状態があって、もし大量に雨が降ったら廃棄物に蓄えてもらって、取りあえず雨水のピークを乗り越えるということをやっていると思う。廃棄物そのものにダムみたいな役割を持ってもらっている。それがどんどん少なくなっているわけだから、水に対する状況に不安になってきているというのがあり、少しそのあたりの状況について、今どのように考えているのか伺いたい。
- ・それから、この検討会の設置をするのは、もちろんそれで結構だと思うが、何名で、いつ設置されて機能を始めるかということについて伺いたい。

### ○県側

- ・オンサイト処理の場合、洗浄した土壌の有効利用が記載されていないということだが、処分地で処理する場合については、スラグと同じように、県が事業主体として有効利用を考えていかなければいけないと考えており、今後、公共事業等での埋戻材とかいうような方法で、県のほうが主体で考えていく。オフサイト処理については、既にかんがりの実績で行われており、有効利用もそのラインで行われているということであり、さらに

県外に持ち出すということなので、参考として有効利用をどのような方法でやっているかということを知りたいということである。

- ・廃棄物に対する汚水対策だが、これは豊島廃棄物の暫定的環境保全措置をやる場合に、汚水対策については決められた項目があるので、それを主体的に対応していくということで取り組んでいる。10年間の豪雨確率で24時間では1日に240mmくらい雨が降ったときに対応できるように、それから、1年間の降雨については、過去10年間の降雨状況を見て、その実績として年間を通して高度排水処理施設で処理ができるようにということで決められている。開放面積については、1ha当たり1,600トンのトレンチを設けることになっており、現在3工区を開けると、約3.9haの開放区になるので、6千㎡余りのトレンチが必要になる。これに対して、現在、東トレンチが7千トン、南トレンチが2千トン、合わせて9千トンあるので、当面のところ十分対応できると考えている。それから先のことについては、さらに細かい検討が必要だという管理委員会の提案もあるので、今後、検討会でさらに詳細に検討していくことで対応していきたいと思う。
- ・検討会だが、今ある排水対策検討会が4名、それから排水対策検討会や委員の中からこういう人を入れたらどうかという提案があった先生1名について交渉している。そのあたりを整えば、2月には第1回目の検討会を開催したい。

#### ○住民側

- ・今の説明では、オフサイト処理は、廃棄物や汚染土壌そのものを預けて有効利用まで基本的に全部お任せする。また、オンサイト処理の場合は、有効利用すべき土壌については、その有効利用を図るのは県の役割であって、企業に委託する性質のものではないということで、こういう表になったということである。表の違いの意味はわかったが、そうだとしたら、最初から仕様の中に有効利用と書く必要はないし、県がやるとしても、参考にしたいというような趣旨で、有効利用も提案してくださいとしたのではないのかなと思う。技術を比べる際は、できるだけ同じ項目で比較をできるようにしてほしい。
- ・計算値については説明のとおりだと思うが、自然が相手でだんだん難しくなるのは間違いないと思うので心配だ、ということをつけ加えておきたい。

#### ○住民側

- ・実験の時期と実験方法についての県の考え方を聞きたい。
- ・事業費が56億円増えると新聞に載っていた。国の補正予算措置では、これに対応する金額はどれくらい予算要求をしているのか。

#### ○県側

- ・環境審議会では、事業費を56億円膨らませるといってご承認いただいたが、まだ重油価格変動の要素があるので、取りあえず粹取的な意味がある。重油価格が下がれば、56億円が丸々くるといってではなくなる。あくまでも重油価格の変動によって今後全体の事業費も変わってくるし、国からの支援金も変わってくるということでご理解をいただきたい。
- ・新しい処理方策の中の水洗浄処理については、調停条項に関わることであり、皆様方との合意が得られていない段階なので、今回の実施計画の変更からは除いている。経費的には、通常の焼却熔融処理をするよりも若干、安い価格で済むのではないかと考えている。ただ、直下汚染土壌がどの程度あるのかが、今の段階ではまだはっきりしていないので、それによって水洗浄処理にかかる事業費も変わってくる。



## ○県側

- ・実験については、オフサイトの5社、あるいはオンサイトの8社、いずれも事前の実験が必要だという回答を得ているので、これはしなければいけないと考えている。
- ・工程だが、まず、提案のあったところから、検討会の委員によりヒアリングをしていただき、さらに詳細な内容について把握をする。それから実際に処理しているところを見て現場の状況を確認し、そして、何社かに絞って実験をしてもらってもいいのではないかとということであれば、技術的な選定、企業のある程度の選定をしていただいで、実験を行いたいと考えているが、これまでの事業者のヒアリングの中では、実験については、自分のところに実験室があり、実験プラント等も持っているということなので、そういう施設を利用して実験をしていただきたいと考えている。
- ・実験の方法については、できれば豊島処分地の代表的な汚染土壌を業者のほうに渡して実験をしてもらうことを考えている。調停条項の整理を遅くとも平成22年には行う必要があるので、平成21年度中には実験まで行い、管理委員会での技術的な審議を終えておきたいと考えている。

## ○住民側

水洗浄処理には、どの程度の予算が必要か。

## ○県側

直下汚染土壌の量がまだ確定していないし、処理方法によってもかなりコストが違うので、なかなか計算しにくいところはあるが、そのあたりが決まってくれば、おのずと固まってくるだろうと思っている。

## ○住民側

応募のあった事業者のヒアリングを実施するとともに、処理プラントの現地調査も行ったうえ、洗浄浄化処理の検討を進めるということだが、技術の選定は、排水・地下水等検討委員会でだいたい決めてもらって、それを管理委員会が最終的には承認するという形式で進められると考えていいのか。

## ○県側

そうです。

## ○住民側

それであれば、配られた資料3-2の主な検討項目というところで、技術の選定というのは、主な検討項目の中の、事業終期の排水・地下水管理、処理対策というところに入ってしまう。主な検討項目の中に、水洗浄処理の技術の選定を書き込んでおいてもらったほうがわかりやすいのかなと思う。汚染土壌処理対策ということで、それを検討することだとは思いますが、このペーパーで説明するのであれば、資料3-1の3の今後の対応というのと連動していないような感じを持った。

## ○県側

項目のところということですね。趣旨としては、この検討会を開いて、その経過については、その都度、管理委員会にも報告するし、最終的には管理委員会のほうで、その処理方法等についても決めていただくことになるということである。

## ○植田会員代理

経済性も提案してもらっているということだが、この一覧表には出てきていないのか。

## ○県側

特許とか技術的なところで、今回の調査内容を公開しないでくれというところはないので、調査した内容そのものをお見せすることもできる。ただ、お金の問題については、全体量や処理する前の汚染実態のようなもので大分変わってくるので、かなり幅があり、現在のところ、それがそのまま採用できるような条件のものではないと考えている。

## ○住民側

13社全部からヒアリングをするのなら、そのときに参考資料として出された資料は全部見せていただきたい。

## ○県側

少なくとも一部は提示する。

## ○岡市会長

ヒアリングの日程はまだ決まっていないのか。

## ○県側

まだです。

## ○住民側

新しい技術については、行政よりも業者のほうが知識を持っているのではないかと。行政も努力のほどをお願いしたい。

## ○県側

私どものほうも知識的に十分なものがないかもわからない。そのためにも、この検討会の先生方に十分にご指導いただきたいと思っている。

## ○岡市会長

管理委員会、排水対策の検討会の委員や県の方、また住民会議の皆さんも新しい勉強を始めなくてはいけない。私自身も勉強させていただいて、お役に立てばと思っている。

## (5) 地下水対策等について

### ①迅速な情報の公開について

#### ○住民側

昨年12月27日の午後に第17回管理委員会があったが、その日の午前中に発生した2号炉のボイラーの不具合について、管理委員会の中では全く報告されなかった。情報の公開こそが、この事業の確実な履行を約束するものであるのに、なぜ報告しなかったのか。

#### ○県側

発生は午前10時ごろで、皆様方には第一報という形でご連絡を差し上げた。ただ、当日の午後からの管理委員会のため、県の関係者が午前中から高松にいたという状況であり、そのため、詳細な部分がかかまっていた。結果として管理委員会の席上では報告ができなかった。このことについては、この場を借りてお詫びしたい。委員会終了後、状況を確認したところ、その復旧に時間がかかるということが判明した。年明けには定期補修に入る予定だったので、仮に立ち上げたとしてもほとんど処理する時間がないということで、本来ならば年末稼働させるということで予定をしていたけれども、5日間ほど処理の日を短縮して、補修のときに併せて原因の究明と改善を図ろうということになった。状況としては報告できるだけの材料が当日なかったということではあるが、そういう状況であるということ、その場で報告するということが、今後やっていきたい。

## ○岡市会長

実際、私も管理委員会から帰ってからファクスを見た。あの段階で、例えば、大きな事故であるか、小さな事故であるか、という判断は難しかったのか。

## ○県側

詳細がよくわからなかったが、まずは安全面を配慮しなければならないということで、処理をとりあえず止めるということの指示を出したということである。

## ○住民側

トラブルでいったん立ち下げを決めた以上は、予定とは違うわけなので、管理委員会の先生方にまず説明をするのが当然だと思う。最終的にはどういう対策をとるのか、ということについては、管理委員会や技術アドバイザーの先生方にお諮りすると決められているので、そのとおりに行うことが一番いいと思う。マニュアルどおりに行ってほしい。

## ○岡市会長

こういうことがあれば、現場に管理委員会委員もいるので、相談していただきたい。これからはよろしくお願ひしたい。

## ④安全な事業の実施について

### ○住民側

- ・前回の処理協議会で、目標を達成するために正月休みも返上してできるだけ頑張りたいという回答があり、実質的に年末まで処理し、99.1%という達成率になっていることについては敬意を表したい。
- ・日常の処理状況をインターネットで公開しているが、100トンに満たないときから120トンくらい処理するときがある。バラつきはあるがかなり力を込めてやっていると思う。ただ、無理をすると、安全ということがおろそかになる可能性が非常に高いと思うので、十分気をつけて行ってほしい。

### ○県側

- ・処理量アップは大きな命題ではあるが、その大前提は、やはり安全第一で、当然、周辺環境にも問題がない形で処理をしていくことが、まず基本であろうと思っている。
- ・処理量だが、やはり燃やしている廃棄物の性状そのものも安定しないところがあり、処理を開始して5年経過した現在でも、日常の処理量が100トンを超える日もあるし、そうでない日もあり、この処理の難しさを痛感している。また、小さなトラブルも発生しているので、こういったものをできるだけなくすることが、結果としては安全にもつながるし、処理量のアップにもつながるものだと考えているので、十分これからも細心の注意を払いながらやっていきたい。定期点検のときには、そういった普段できていない部分のオーバーホールなども適切・効率的にやっていきたいと思う。

### ○岡市会長

濱中協議会員から親切な忠告をいただき、県のほうもそれに十分対応しようということである。日常の点検もおろそかにしないようにしてもらいたい。

### ○県側

- ・日常点検も、マニュアルや細かい作業手順を作って実施している。また、平成19年からは整備指導班を設けて、点検を専門的にやる、あるいは運転管理の指導を専門的にやるということで増強している。

- ・事故や不具合があれば、人命尊重というのが第一なので、まずは、運転管理をしている人は、安全に立ち下げていくということを第一に考えている。それで、二次的な事故の拡大につながらないような努力もしている。また、事故等あれば、地元の人には細かく説明するように努めている。

## **(6) その他**

### **○住民側**

産廃に生石灰と炭酸カルシウムとを混合し、2日くらいおいて船積みをしている。もう少し薄く長く広げて、それで乾燥して持って行ったほうが、効率が高いのではないかと、ということを管理委員会に考えてもらったらどうか。

### **○県側**

この件は管理委員会で審議した。豊島の廃棄物や土壌の平均的な水分含有率は36%くらいになるが、豊島から直島に持って行くときに、あまり乾燥しすぎると飛散する可能性があるので、水分についてはマニュアルで20%程度にとどめるということにしている。

### **○植田会長代理**

- ・進行管理の問題は、原則とかマニュアルがあるようなので、それを徹底的にするというのが基本だと思う。それを徹底しても何か新しい問題が出る可能性はあると思うが、それはそれで新たな原則をつくる必要があると思う。
- ・直下汚染土壌の水洗浄処理について、いろいろな企画・提案が出ているが、例えば、同じような施設であっても、解体撤去にかかる日数が、5日でできるところと2カ月かかるところがあって、随分違うなという印象がある。多分、経済性のほうも随分違うのではないと思う。それは想定している内容が違うせいもあると思うが、結局、そうなる、情報を得る側の持っている技術的知識がきっちりしていないと、何が良いのかが判定できないということになる。どうやって、我々の側の技術的知識、判断能力を高めるかということが重要ではないかと思う。私も例えば、自治体などがごみの焼却炉を選定する場合というのはいつも苦勞する。炉のメーカーのほうが圧倒的に情報をたくさん持っていて、自治体側の情報のほうがやはり少ないからだ。
- ・確かに検討会の先生方にも協力してもらおうのだが、納得して選定するにはどうするかというのは、実は非常に難問で、ある程度勉強もしないといけない。当該分野における先端の知識とか、判断の基準、ここが勘どころだ、ということを事前にきちんと勉強するようなことをしたほうが良いのではないかと思う。もちろん、検討会の委員の皆さんにそういうことをお願いしているのだと思うが、できるだけ関連するメンバーの皆さん全員がそのようなことを持つほうが、正しい判断に近づくために必要ではないかなと思う。

### **○岡市会長**

それでは、今日のこの協議会は、これで閉会いたします。長時間ご審議いただきましてありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成21年3月27日

議事録署名人

議 長           岡 市 友 利

協議会員       石 田 正 也

協議会員       浅 野 浩 司